災　害　救　護　速　報

平成 30 年 7 月 31 日（火）15：00 現在
事 業 局　　救 護 ・ 福 祉 部　　救 護 課
TEL：03-3437-7084／FAX：03-3435-8509
※　内容・数値等は、随時更新されます
※　下線部は前回速報からの追加・変更箇所です

平成 30 年７月豪雨災害にかかる日本赤十字社の対応について（25）

1　日本赤十字社の対応

（１）各支部及び本社の体制

７月６日から支部災害対策本部等を設置し、救護活動を実施しています。

○　各支部及び本社の体制

ブロック	体制	支部名
第３ブロック	第１次救護体制	岐阜県支部
	第１非常配備体制	愛知県支部
第４ブロック	第１次救護体制	滋賀県支部、京都府支部、大阪府支部、兵庫県支部
第５ブロック	災害対策本部設置	鳥取県支部、岡山県支部、広島県支部、愛媛県支部 高知県支部
	第２次救護体制	島根県支部、山口県支部、徳島県支部、香川県支部
第６ブロック	災害対策本部設置	福岡県支部
	第１次救護体制	佐賀県支部、長崎県支部、大分県支部、熊本県支部、 鹿児島県支部
本社	第２次救護体制	-

（２）救護班等の活動

日本赤十字社では、被害が大きい岡山県、広島県を中心に救護班やＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）を派遣し、保健医療ニーズの調査や巡回診療等を行ってきました。

現在、被災地支部及び同一ブロック（中国・四国地方）の各支部に加え、他ブロックからも救護班を派遣しております。広島県については、８月初旬まで坂町、呉市を中心に救護所や避難所巡回診療による支援を行う計画でおり、被災地の保健医療ニーズを見定めつつ、地元行政や医療機関と調整し、引継ぎを行っていきます。岡山県については、7 月 27 日をもって救護班の派遣を終了しました。

また、岡山県支部及び広島県支部でそれぞれ日赤災害医療コーディネート体制（岡山県で１チーム、広島県で３チームの計４チームが活動）を敷き、県や医療保健関係機関との活動連携を図っております。

岡山県では、県庁・支部で調整を行うチーム及び「倉敷地域災害保健復興連絡会（通称「クラドロ」)」で調整を行うチームを派遣しておりましたが、地元医療機関等との調整により、7 月 20 日からは県庁・支部で調整を行うチームの１チーム体制とし、救護班活動の地元医療機関等への引継ぎについて調整を図りました。

○活動中
〈救護班〉

都道府県	地域	活動場所	支部	施設	活動開始
広島県	安芸郡坂町	小屋浦小学校	広島県支部	三原赤十字病院	7/29～
	呉市	天応まちづくりセンター	愛知県支部	名古屋第一赤十字病院	7/28～
		安浦まちづくりセンター	福井県支部	福井赤十字病院	7/28～
		天応・安浦まちづくりセンター巡回	広島県支部	広島赤十字・原爆病院	7/31～
				合計4班	

※7 月 29 日は台風 12 号の影響で救護班の活動を休止したが、救護班間の引き継ぎは予定通り実施された。

〈日赤災害医療コーディネートチーム〉

都道府県	地域	活動場所	支部	施設	活動開始
岡山県	岡山市・倉敷市	岡山県支部・倉敷市等	岡山県支部	岡山赤十字病院	7/8～
広島県	広島市	広島県支部・広島県庁	広島県支部	広島赤十字・原爆病院	7/10～
			東京都支部	大森赤十字病院	7/27～
			香川県支部	高松赤十字病院	7/31～
	呉市	呉市保健所、呉市役所等	群馬県支部	前橋赤十字病院	7/27～
			愛知県支部	名古屋第二赤十字病院	7/31～
				合計6班	

○活動終了
〈救護班〉

派遣ブロック	支部	班数
3ブロック	静岡県支部	2班
	愛知県支部	2班
	三重県支部	1班
	富山県支部	1班
	石川県支部	1班
	長野県支部	2班
	岐阜県支部	1班
4ブロック	大阪府支部	2班
	兵庫県支部	3班
	奈良県支部	1班
	和歌山県支部	2班
	京都府支部	2班
	滋賀県支部	2班
5ブロック	岡山県支部	15班
	広島県支部	3班

	鳥取県支部	２班
５ブロック	島根県支部	３班
	山口県支部	２班
	徳島県支部	２班
	香川県支部	２班
	愛媛県支部	１班
	高知県支部	２班
６ブロック	福岡県支部	２班
	佐賀県支部	１班
	長崎県支部	１班
	大分県支部	１班
		計 59 班（チーム）

〈日赤災害医療コーディネートチーム〉

派遣ブロック	支部	チーム数
２ブロック	埼玉県支部	１チーム
３ブロック	愛知県支部	２チーム
４ブロック	京都府支部	１チーム
	兵庫県支部	２チーム
	滋賀県支部	１チーム
５ブロック	岡山県支部	２チーム
	高知県支部	１チーム
６ブロック	熊本県支部	２チーム
本社		１チーム
		計 13 班（チーム）

○日赤ＤＭＡＴの活動状況（広域災害救急医療情報システムから）
日赤ＤＭＡＴは合計 23 班が活動いたしました。

安浦まちづくりセンターで被災した家族の支援をする男性のけがの手当てを行う岐阜県支部（岐阜赤十字病院）救護班の看護師

岡山県岡田小学校の避難所で活動している岡山県支部（岡山赤十字病院）救護班

（３）こころのケアの活動

岡山県では、クラドロにこころのケア班が設置され、日赤がその運用を担っておりました。岡山県支部は、災害医療コーディネートチームのスタッフとして派遣されているこころのケア指導者を同班に配置し、こころのケアのニーズ調査等情報収集を行い、こころのケア要員の資格を有する救護班要員が巡回診療と併せて活動しました。7月28日をもってこころのケア班の活動を終了しました。以後、保健師チームから要請があれば岡山県支部で対応します。

広島県支部では、広島県災害対策本部の要請に基づき、18 日より呉市に３班のこころのケア班を派遣して、避難所などのニーズの調査、地元の保健師に帯同しての避難所巡回、また、行政職員等に対する支援者支援も実施しております。今後もニーズ調査の結果を踏まえ、こころのケア活動を継続していきます。

○活動中

都道府県	地域	活動場所	支部	施設	活動開始
広島県	呉市	呉市	宮城県支部	仙台赤十字病院	7/31～
			秋田県支部	秋田赤十字病院	7/26～
			愛知県支部	名古屋第二赤十字病院	7/27～
			神奈川県支部	相模原赤十字病院	7/29～
岡山県	倉敷市	倉敷市	岡山県支部	岡山赤十字病院	7/24～
				計５班	

※7 月 29 日は台風 12 号の影響で活動を休止したが、引き継ぎは予定通り実施された。

○活動終了

派遣ブロック	支部	班数
２ブロック	茨城県支部	１班
	群馬県支部	１班
３ブロック	三重県支部	１班
４ブロック	兵庫県支部	２班
５ブロック	愛媛県支部	４班
	広島県支部	３班
本社		２班
		計 14 班

広島県の天応まちづくりセンターで活動する
広島県支部こころのケア班

愛媛県大洲市役所で活動する
愛媛県支部こころのケア班

（４）被災地支部に対する支援

被災地支部災害対策本部の運営を支援し、迅速な救護活動を実施できるよう、支援要員を派遣しています。

〇活動中

ブロック	派遣元	活動場所	活動開始
第５ブロック	島根県支部（支部支援要員１名）	広島県支部災害対策本部	７月 30 日～
第６ブロック	福岡県支部（支部支援要員１名）	広島県支部災害対策本部	７月 30 日～
本社	本社（派遣要員１名）	広島県支部災害対策本部	７月 25 日～
	計３名		

〇活動終了

派遣ブロック	支部	要員
４ブロック	大阪府支部	１名
５ブロック	鳥取県支部	２名
	山口県支部	２名
	香川県支部	３名
	島根県支部	２名
６ブロック	福岡県支部	４名
	大分県支部	１名
	宮崎県支部	１名
	熊本県支部	１名
	鹿児島県支部	１名
本社		20名
		計 38 名

（５）物資関係

避難所等に避難されている方々に対して、救援物資を配付しております。
これらの物資の他、企業から無償提供いただいた経口補水液や、ゴム手袋等も避難所のニーズとマッチングを行い、配付しました。

また、長期化する避難生活におけるエコノミークラス症候群（静脈血栓塞栓症）対策として、弾性ストッキングを配付するとともに、専門的知見を有する医師を宮城県支部から派遣して、避難所生活における助言等を行いました。

現在は、給水所が被害を受け断水が続いている地域に対して、給水タンク及び洗濯機４台を設置し、被災生活の支援を行っております。

断水が続く呉市川尻町で
無料の洗濯支援サービスを開始

広島県支部防災ボランティアによる
救援物資の運搬支援

拠出支部	品目				配分先	配分日
	毛布	安眠セット	緊急セット	タオルケット		
岐阜県支部	250	133		75	岐阜県下呂地区	7月9日
		48			岐阜県飛騨市地区	7月7日
	400				岐阜県高山市地区	7月7日
京都府支部	20				京都府京都市下京区地区	7月6日
	70		12		京都府宮津市地区、亀岡市地区	7月7日
	40	84	36		京都府宮津市地区、亀岡市地区	7月9日
		66	36		京都府福知山市地区	7月17日
鳥取県支部	300	25	30		鳥取県庁	7月7日
島根県支部	500				岡山県支部	7月7日
岡山県支部	3,880	204	1,262		岡山県津山市等	7月7日
広島県支部	1,000				庄原市役所（広島県）	7月6日
	100		60		広島県安芸高田市地区	7月7日
	100		36		広島県福山市地区	7月9日
			18		広島県尾道市役所	7月9日
	10		6		広島県江田島市地区	7月10日
	650		300		広島県福山市地区	7月12日
		60			安浦まちづくりセンター（広島県）	7月15日
		60			呉市すこやかセンター（広島県）	7月15日
		252			坂町役場（広島県）	7月18日
		91			広島県安佐北区	7月21日
		143			広島県安芸区	7月21日
		44			広島県安芸区	7月22日
		10			広島県安芸区	7月23日

		20			広島県南区	7 月 22 日
		12			広島県東区	7 月 22 日
	1,400				岡山赤十字病院	7 月 28 日
山口県支部	200	35	60		山口県山口市地区	7 月 6 日
	100		6		山口県美祢市地区	7 月 6 日
愛媛県支部	200		60		愛媛県大洲市	7 月 7 日
		100		100	愛媛県西予市	7 月 14 日
高知県支部	200				奥物部ふれあいプラザ（高知県）	7 月 7 日
	200		150	100	高知県宿毛市役所	7 月 8 日
	20	10	24		高知県安芸市福祉事務所	7 月 9 日
香川県支部	300		204		岡山県支部	7 月 11 日
福岡県支部	60		228		福岡県久留米市地区	7 月 8 日
合計	10,000	1,397	2,528	275		

（６）赤十字ボランティアの活動状況

赤十字奉仕団・ボランティアが、支部災害対策本部の活動支援、避難所での炊き出し、社会福祉協議会が設置するボランティアセンターでの業務支援活動、安全・衛生管理の注意喚起等を行っております。

○活動中

活動場所			所属支部	活動奉仕団・ボランティア	活動内容	延べ人数	実施期間
地域		場所					
岡山県	岡山市	岡山県支部	岡山県	青年赤十字奉仕団	義援金受付 支部支援	3 名	7/10～
広島県	広島市	広島県支部	広島県	広島県支部防災ボランティア	支部の災対本部立ち上げ支援	2 名	7/7～
		広島県支部		防災ボランティア 青年赤十字奉仕団 学生赤十字奉仕団	情報収集	3 名	7/11～
					合計	8 名	

○活動終了

活動場所		活動内容	人数（延べ人数）
地域	所属支部		
岐阜県	三重県	家財道具の運び出し 被災家屋の泥出し	10 名
京都府	京都府	熱中症予防 衛生管理	26 名

岡山県	熊本県	救援物資運搬	1名
	岡山県	義援金受付	13名
		熱中症予防 衛生管理	4名
		災害ボランティアセンター支援	11名
	兵庫県	被災家屋の泥出し 家具等の搬出・洗浄作業 傾聴等	4名
広島県	広島県	避難所へ簡易トイレの配布	3名
		救援物資運搬	1名
		安眠セット運搬	7名
		義援金受付	確認中
	熊本県	被災家屋の泥出し 水路の復旧および新設 活動経路の確保等	5名
山口県	山口県	災害ボランティアセンター支援 資材搬送 飲料配布	12名
		災害ボランティアセンター支援 資材搬送	13名
		義援金受付	41名
		災害ボランティアセンター支援	3名
高知県	高知県	炊き出し 食料配布	1名
		救援物資運搬	2名
		災害ボランティアセンター支援	13名
		救援物資運搬 災害ボランティアセンター支援	8名
愛媛県	愛媛県	炊き出し	11名
		義援金受付	11名
		合計	200名

※7月29日は台風12号の影響により一部地域での活動を休止した。

広島県で物資搬送協力を行う青少年赤十字の学生達

救援物資を配布する高知県の赤十字奉仕団

（７）義援金

日本赤十字社では、被災された方々の生活再建の一助とするため、以下のとおり義援金を受け付けています。お寄せいただいた義援金は、被害状況に応じて按分され、各被災県に設置された義援金配分委員会を通じ、全額を被災された皆様にお届けします。

ア　災害義援金名称及び受付期間

「平成 30 年７月豪雨災害義援金」

平成 30 年７月 10 日（火）～平成 30 年 12 月 31 日（月）

イ　協力方法

（ア）日本赤十字社本社での受付

○銀行振込

・三井住友銀行　　すずらん支店　普通預金　2787545
・三菱ＵＦＪ銀行　やまびこ支店　普通預金　2105538
・みずほ銀行　　　クヌギ支店　　普通預金　0620405

※口座名義はいずれも「日本赤十字社（にほんせきじゅうじしゃ）」

※ご利用の金融機関によっては、振込手数料が別途かかる場合があります。

※受領証の発行をご希望の方は、インターネットから事前にご登録のうえお振込みください。事前登録画面で「受領証希望」を選択されると、後日ご登録のご住所に郵送いたします。

※事前登録が行えないなどの場合には、受領証の発行を希望される旨を日本赤十字社本社パートナーシップ推進部あてご連絡ください。

○郵便振替

ゆうちょ銀行・郵便局

口座記号番号　00130-8-635289

口座加入者名　「日赤平成 30 年７月豪雨災害義援金」

※窓口での取扱いの場合、振替手数料は免除されます。（ATM による通常払込み及びゆうちょダイレクトをご利用の場合は、所定の手数料がかかります。

※窓口でお受け取りいただきました半券は、受領証に代えることができます。（寄付金控除申請の際にご利用いただけるので、大切に保管してください。）

※窓口以外（ゆうちょダイレクト等）でのお振込みで受領証をご希望の場合は、「受領証希望」の旨と、下記①から⑧までの事項を、日本赤十字社本社パートナーシップ推進部あて FAX にてご連絡ください。

①義援金受付名　②氏名（受領証の宛名）　③住所　④電話番号
⑤寄付日　⑥寄付額　⑦振込人名　⑧口座番号

［担当窓口］　日本赤十字社本社パートナーシップ推進部
TEL：03-3437-7081　FAX：03-3432-5507

（イ）各支部での受付

以下の支部においても受け付けております。

【岐阜県支部、京都府支部、兵庫県支部、島根県支部、岡山県支部、広島県支部、山口県支部、愛媛県支部、高知県支部、福岡県支部】

詳細は日本赤十字社ホームページをご覧ください。（http://www.jrc.or.jp/）

2　気象の状況（７月 31 日８：45　消防庁発表資料から）

・６月 28 日以降の台風第７号や梅雨前線の影響により、西日本を中心に全国的に広い範囲で発生した豪雨については、「平成 30 年７月豪雨」と命名（７月９日）

・台風１２号は、３１日にかけてやや発達しながら種子島・屋久島地方を反時計回りにゆっくり進み、その後は西に進む見込み

・台風周辺の暖かく湿った空気が九州や四国の太平洋側を中心に流れ込み、大気の状態が非常に不安定となる見込み

3　人的・建物被害の状況（７月 31 日８：45　消防庁発表資料から）

都道府県名	人的被害					住家被害					非住家被害	
	死者	行方不明者	負傷者 重傷	負傷者 軽傷	負傷者 程度不明	全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水	公共建物	その他
	人	人	人	人	人	棟	棟	棟	棟	棟	棟	棟
北海道								1	7	121		3
秋田県								1				
福島県								9				
千葉県			1	2				1				
東京都				1				6				
神奈川県				6			1				1	12
富山県										3		
石川県										9		
福井県								3		15		
山梨県								1				
長野県								1	1	18		
岐阜県	1		2	1		12	203	107	205	783		1
静岡県			1	8				10		4		
愛知県				1						3		
三重県				3			1	9		7		
滋賀県	1									1		
京都府	5		1	6	1	13	12	67	517	2, 141		
大阪府			3	1		1		13	7	25		8
兵庫県	2		2	9		3	7	19	90	807		
奈良県	1			1			1	1	1	31		
和歌山県				1		1	2	1	155	353		11
鳥取県								3	7	54		
島根県						64	151	2	8	63		2
岡山県	61	3	8	153		2, 894	974	325	5, 250	6, 140	1	21
広島県	108	6	30	82		608	1, 637	1, 321	2, 829	4, 536		
山口県	3		1	8		13	9	41	548	553		
徳島県								4	5	14		
香川県				3				10	1	9		2
愛媛県	26		3	6	2	186	505	48	3, 999	2, 380		
高知県	3			1		14	55	25	167	662		
福岡県	4		8	12		14	190	144	922	2, 201	3	10
佐賀県	2		1	4		1	2	15	32	243		3
長崎県				10		1		4	4	18	1	
熊本県			1				3	4	3	71	2	4
大分県			1	3		2	1	3		12		1
宮崎県	1		1									
鹿児島県	2			1		1		5		3		1
沖縄県				5								
合　計	220	9	64	328	3	3, 828	3, 754	2, 204	14, 758	21, 280	8	79

4　災害救助法の適用（７月 31 日　内閣府(防災担当)発表資料から）

標記災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていること、住家に多数の被害が生じたこと及び被害地域が孤立し、災害にかかった者の救出について特殊の技術が必要となったことから、全国で 11 府県 64 市 38 町４村（高知県は４市２町１村、鳥取県は１市９町、広島県は 11 市４町、岡山県は 12 市５町１村、京都府は６市３町、兵庫県は９市６町、愛媛県は５市２町、岐阜県は 13 市６町２村、福岡県は１市、島根県は１市１町、山口県は１市）に災害救助法が適用されました。